

平成18年度第12回庁議(臨時庁議) 会議録

[日 時] 平成18年12月26日(火) 午前9時～午前9時20分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、教育長及び各部局長

代理出席：環境部総括次長・建設部総括次長・議会事務局議事課長
教育委員会事務局総括次長・港務局事務局港湾課長

[会次第]

1 議 題

(1) 土地区画整理事業に伴う移転補償問題について

市長 先日の本会議は大変ご苦労様でした。

愛媛新聞の報道から区画整理事業の移転補償の問題が表面化しまして、大変大きな問題になってきて、昨日被害届けを提出するということになりました。その間、部局長、議会出席者は最終日の緊急質問のやり取りを聞いていたらある程度分かったと思いますが、職員の皆さんも大変混乱、心配されていると思うので、もう一度整理をしてご説明を行いたいと思います。

まず、この問題が行政として初めて知ることになったのが、3月31日に新居浜警察署から担当課に「区画整理の補償について何かおかしいことはないか?」というような問い合わせがあったのが初めてであり、その後、4月になってやはり同様の問合せがあったということです。その時はもう、今回の対象となっているマンションについての問い合わせであるということは分かっておりました。

後で問題点を言いますけれども、その後しばらくの経過があって、8月に入って再度警察の方から今度は建設部長対応で「マンションの移転補償の問題については非常におかしいところがある。市として捜査に協力すべきではないか?」と、いうような要請があり、後日、照会書ということで、警察から捜査照会の正式な文書が提出されました。それに対しては、総務部も含めて個人情報の保護や条例に基づき、顧問弁護士にも相談をして、結論としては、「出せるものと出せないものがある」というようなやり取りがありました。捜査照会はその後9月に入ても出てきて、警察のほうから「この人間に対する補償金の支払い状況を教えてほしい」という特定した16人分の名前が出てきましたので、その16人分に対する補償金の支払い日時、支払い額というのを我々の方から提示を行ったというのが9月にありました。

行政の対応としましては、8月に私の方まで建設部長から報告があり、これは「大変な

問題になる」ということは予測できましたので、その時点からもう一度内部で調査を行つて、「建設部としてこの問題が表面化した時に慌てないような対応をしておいてほしい」ということで指示をし、一定の書類の整理や考え方の整理は行っておりました。ただ、その時の考え方というのは、「恐らく警察が動くことで表面化するだろう」というような考え方を持っていました。ところが、実際に警察が捜査に着手をする前に、ああいった形で新聞報道が先行してしまい、そういう意味では想定をしていなかった訳ですが、そのやり取りがあったことが表面化をしたということです。

表面化した後は新聞記事のほうがそれを追いかけてくれていますが、当初の指示の反省もありますけれども「被害届を出すつもりはない」「再調査はしない」ということを第一回目の記者会見で申し上げたことは、ちょっと正直すぎたと思います。調査としては8月から着手していたということがあって、あの話を本当に急に聞いたら逆に「今は分かりませんので調査してみます」という回答しかできなかつたはずですが、準備していたのがそういう意味では言い方として逆に取られたと言うのはあります。

ただ、その時点までの見解として「被害者意識はない」というような整理をしていたのは、区画整理課としては決められた補償基準内で、決められた配当予算で、事業計画に従った期間内で仕事をしてきた。その通りやってきたと言う意味では適正な処理であったという考えですから、それは私もそれを支持をしておりましたので、そういう適正な処理をしてきたのだというコメントになっておりました。

どうしても、最初に新聞報道がされた時には「生活実態の無さ」や、「駆け込み入居の不自然さ」ということを強調されたのですが、補償契約としては3ヶ月であろうと1ヶ月であろうと契約が成立しており、そうした契約の相手方が我々として確認できておれば、「こんな短期間でおかしい?」といった感情はあるにしても、それで補償対応はしないという対象にならないことがあります。

しかし、こちらが当初最も想定していなかつたのは、新聞報道などを含めて、この問題に市長も含めて職員が、悪く言えば「加担しているのではないか?」「特別な便宜を図ったのではないか?」「実態のない契約、入居だと分かっていたのに、補償金まで払っているのではないか?」というように、警察もそういう疑念を持っているし、報道を通じてそういう見方をされているというのを感じましたので、これはもうそのまま放つておく訳にはいきませんし、そういうものを払拭していくなければ信頼どころの話じやありませんから、「それまでの処理の方法や事務が適正に行われていたという考え方より、もっと踏み込んで対応すべきだ」というように私も判断をして、警察とよりもっと具体的な協議もしたいと言うような事を始めていたのが3日くらい前からの取組みです。本会議の最終日の時には被害届を出そうというのは思っていましたが、それについてはタイミングの問題もあるので、表明はできませんでした。その後ずっと土・日も関係者が集まつたり、警察に對して直接私も対応を行つたりしてきたということです。

それと新聞にありますように、表面化したことで今まで知らなかつた情報を市民の方からいただいて、それも特定できない市民の方ではなくて、情報を提供された人も分かって

いるし、内容も間違いないだろうというようなものがありましたから、内部の調査とそういった市民の情報、そして警察にもこちらの方針をはっきりと伝えました。そうすると警察も今まで我々に教えてくれなかつたことも教えてくれ、そういう情報を総合すると「これはもう間違ひなく騙された」と、いう風に確信をしています。

ただ難しいのは、今実際そのだけれど、補償金を騙し取られたのではないかという、例えば最初に報道された25戸のマンションのうち、8戸はまず全然問題がない。11月からの短期間の駆け込みと言われているのが15戸、だから新聞によつてはこの15戸を疑惑の戸数として見ていています。しかし、警察から捜査照会があつたのは4月に入つていた1戸、これを含めて15+1で警察からは情報照会がありました。だから新聞によつては16という数字を疑惑の戸数としています。実は4月の後の5月に入居した人もいて、そうすると4月が怪しいとなると5月も怪しいので、そうすると我々は最大17戸が疑惑の戸数であるというように考えています。新聞でも15戸で報道しているのと、16戸をベースにしているのと17をベースにしているものがあり、疑惑の戸数も確定できないこともあります。どこまでを被害届けの範囲とするか?それも確定できないで被害届にはなりません。

そういう経過があつて、当然この事件は25戸のマンションと、その前に報道された42戸分のマンションの2つの物件がありますから、「この2件の移転補償についての全容は解明してもらわぬといけない」というのを今警察とも話しております。そういう対応ですから、区画整理課、建設部を含めて他の部署、他の部署には直接行くことはありませんけれども、この事件の真相解明のためには全面的に警察に協力していくという姿勢ですから、そういうことも徹底してほしいというように思います。

職員に対してもできるだけ早く庁議の結果としてまとめ、議事録として掲示板に載せるということと、部局長を通じてきちんと話をしてほしいと思います。職員に対しては「騙された」にしても公金の支出に問題があつたというのは我々の責任でありますから、それはきちんと責任を持って対応していくということですが、まず急がれるのはこの事件の全容解明でありますから、それに全面的に協力をしていくという姿勢だと思います。「被害届を出す」ということで、我々の立場をはっきりさせたいということでしたので、こういうことになっております。ですから後、被害届けの正式な届け出、受理といったことは警察との協議をしながら進めていくということで、それを見守っております。

あと、同時に議会の方では、昨日第1回目の特別委員会が開かれました。監査の方も随時監査に入ったということで、警察の捜査も含めて3つのものが一度に動き出したので、担当課は一つですから、そのところの大変さはあるし、資料提供の優先順位も出てくると思います。ただ、それは被害届けを出して、全容解明を我々から警察に要請をしていく訳ですから、警察への対応を第一番目ということで考えたいと思います。議会、監査それぞれ独立したところですから、あまり権限外のことは申し上げられませんが、被害届けが正式に受理されれば資料提供はそちらが当然最優先されると、そういうふうに思っていますので、お願ひしたいと思います。

以上ですが、何か質問はありませんか？事件のこととかも含めて。

市長 ですからもう一度になりますが、もしこれが被害届も出さずに、警察も立証できずに、うやむやで終わって、それでよかつたか？というとそんなことはないと思います。そのことが一番最悪で、何か役所や職員もおかしいことがあるのではないか？と思われながらうやむやで終わったら、区画整理事業もそうだし、何をやっていくにしたって市役所の信頼というのは無くなりますから、それよりもこちらも「騙された」にしろ責任もあるし、対応に問題があるということをこの際にはっきりさせておかないと、今後に残らないと言うことになります。

もちろん騙されたことがはっきりしたら、そのお金は市民の税金であったり、国庫補助であったりしますから、損害賠償の請求をして取り返すというように考えています。こういう例が全国で起こり得るかも分らないのを、新居浜の例を教訓にして新しいルールづくり、こういうことに対するルールづくりができれば、それが役に立つというような考え方も持っています。こういうことも含めてもう一度12月28日の年末の訓示の時にこれは副課長以上になりますが、集める中で説明しようかなとも思いましたけれども、昨日の今日ですから、動搖が起こってもいけませんので先に説明をさせてもらいました。部局長からもそういうような対応でよろしくお願ひいたします。何か質問はありませんか。

市長 ないようなら、第12回庁議を終わります。